

横浜市保土ヶ谷区地区センター指定管理者選定委員会要綱

制定 平成17年4月22日

(設置)

第1条 横浜市保土ヶ谷区における地区センターの指定管理者の選定を、公平かつ適正に実施するため、保土ヶ谷区地区センター指定管理者選定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(組織)

第2条 委員会は、10人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、保土ヶ谷区副区長、総務課長、区政推進課長、福祉保健課長、学識経験者及び利用者代表等その他委員長が必要と認める者をもって充てる。

(委員長)

第3条 委員会に委員長を置き、副区長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員のうちから委員長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

(審議)

第5条 委員会は、地区センターの指定管理者に応募をしたものについて、指定管理者の選定基準に基づき審議し、区長に意見を述べるものとする。

(守秘義務)

第6条 委員は、選考のうえで知り得た団体や個人に関する情報を外部に漏らしてはならない。

(関係職員の出席等)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、関係職員の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、保土ヶ谷区総務部地域振興課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成17年4月22日から施行する。